

社団法人 海部津島青年会議所
運営積立金管理運用規定

第1条（目的）運営積立金（以下「本積立金」という。）は、社団法人海部津島青年会議所（以下「本会議所」という。）の円滑な運営を図るための財政的基盤の維持を目的として設ける。

第2条（安全性の原則）本積立金の運用にあたっては、常に安全性を考慮して運用を行うものとし、投機的な運用を行ってはならない。また、その運用益は一般会計に繰り入れられるものとする。

第3条（繰入れ）本積立金は、次の各号に定める金額を繰入れる。

- 一 入会金収入
- 二 特別会員会費収入

第4条（取崩し）本積立金は、次の各号に定めるものに限り、取崩すことができる。

- 一 本会議所の本質並びに目的にそった各種重要事業に対する援助。
- 二 その他財政上特に必要とされる時。

第5条（総会の承認）本積立金の繰入れ及び取崩しは理事会の議決を経て総会の承認を必要とする。

ただし、総会の決算承認をもってこれに替えることができる。

第6条（制定・改廃）本規定の制定・改廃は理事会において定める。

附則

- 1.（施行期日）本規定は平成17年1月1日より施行する。
- 2.（経過措置）本規定の施行前に到来した最後の決算期に作成された貸借対照表に記載されている、従前の運営準備金は、取り崩したものを除き、この規定の施行後最初に到来する決算期に作成すべき貸借対照表においては、運営積立金として記載する。